

## ポイ捨て防止市民行動の日

**問** ごみ問題を考える草津市民会議事務局(馬場町、クリーンセンター内、☎561-6580、☎561-6583)

「市ポイ捨て防止に関する条例」による環境美化活動を行います。活動に参加できない人は、各家庭周辺の清掃をお願いします。

🕒 5月27日(日) 9:00~10:30

📍 JR南草津駅東口周辺

※草津クリアホール(野路六)に集合

### 忘れずに納めましょう

固定資産税・都市計画税(全期・1期)

軽自動車税(全期)

納期限(口座振替日) 5月31日(木)

- 納付には口座振替が便利です
- 金融機関やコンビニでも納税できます  
※一部の税、納付書を除く
- 納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。  
☎納税課(1階、☎561-2311、☎561-2479)

## 生ごみ処理容器でリサイクル!

処理容器の購入費の一部補助を行なっています(先着順)。必ず購入前に申し込んでください。詳しくは、お問い合わせを。

**対象** 市に住民票があり、生ごみ処理容器を適切に維持管理できる人(過去に補助を受けた世帯を除く)

**補助金額** 購入費の2分の1(限度額15,000円)

**申・問** くさつエコスタイルプラザ(馬場町、クリーンセンター内、☎561-6580、☎561-6583)

## 住宅宿泊事業(民泊)が可能に

**申・問** 商工観光労政課(4階、☎561-2351、☎561-2486)、  
県観光交流局(大津市、☎528-3741、☎521-5030)

住宅宿泊事業法(民泊新法)が6月15日に施行され、県に届出した住宅は「民泊」営業ができるようになります。

施行後は、民泊によるトラブルを防止するための新しいルールが設けられます。

### 【民泊の主なルール】

- ・営業日数の上限は年間180日
- ・野路東三~五丁目は平日の営業に制限あり など

届出住宅は県ホームページに掲載します。また、相談や苦情を受け付ける全国共通の電話窓口も設置されます。

民泊制度コールセンター

☎0570-041-389 (9:00~22:00)

## 軽自動車税納税証明書が有効期限後も利用できます

**申・問** 税務課(1階、☎561-2308、☎561-2479)

納税確認の未判明期間に軽自動車の継続検査を受ける場合、継続検査(車検)用の納税証明書を、昨年度の証明書の有効期限にかかわらず、6月30日(出)まで利用できるようになりました。

口座振替している人は、今年度の証明書が届く(6月中旬)まで、昨年度の証明書をご利用ください。



### 6月のくみとり(予定)

○天候などの都合により、くみとり日に多少の変更がありますので、ご了承ください  
○下記の予定日以外にくみとりを希望する場合は、1週間前までに大五産業㈱(☎564-2274)へ

●志津  
青地 8、11日  
山寺・馬場・岡本・志津団地 11、12日  
追分 1、20、21日

●草津  
草津町 4、5日  
草津一~三丁目 6、7日  
草津四丁目 7、8日  
西草津一・二丁目・湖都町・日立団地・草津団地 5~7日

東草津一~三丁目 18、19日  
●大路・渋川  
大路一~三丁目 4、5日  
大路(ロング)・西大路 15、18日  
若竹・渋川・西渋川 1、4、5日

●矢倉  
矢倉一・二丁目・西矢倉 7、8日  
東矢倉一~四丁目 14、15、18日

●老上・玉川・南笠東  
橋岡・湖州平・よし池・鳩が森・新浜・矢橋 1、4、5日  
川の下・南田山・野路小林・野路・野路東・南草津一~五丁目 6~8日  
南笠・新南笠・東南笠・狼川・笠山 14、15、18日  
●山田  
北山田・北山田五条・山田 1、4~6、11~13日

木川・三ツ池・木川新田・日光団地・出屋敷・出屋敷団地・陽ノ丘 4~6日  
南山田・御倉 1、4、5日  
●笠縫・笠縫東  
野村・上笠・下笠・川原 19~22日  
駒井沢・新堂・集1、4、15、18日  
平井 18、19日  
●常盤  
25~29日

**問** 資源循環推進課(馬場町、クリーンセンター内、☎562-6361、☎566-1694)

水洗化のお願い

下水道整備済みの区域に住んでいる人は、下水道に接続する排水設備工事をしてください。

**問** 上下水道施設課(2階、☎561-2402、☎561-2481)

## 募集 要保護児童対策地域協議会委員

**申・問** 家庭児童相談室(さわやか保健センター3階、☎561-2373、☎561-6780、☎kodomo@city.kusatsu.lg.jp)

虐待を受けている子どもなど、要保護児童や支援の必要な児童などの早期発見と適切な保護を図るため、関係機関の支援のあり方などを協議します。

任期 委嘱日~2020年3月31日

**対** 18歳以上で、市内に在住か通勤・通学しているか、市内で市民公益活動を行っていて、児童福祉関連の職務・活動経験がある人。ただし、市の議員や職員、他の審議会等の委員を除く

**定** 5人(選考(面接))

**申** 5月17日(木)~31日(木)[必着]

会議出席の際、託児が必要な場合は、担当課にご相談ください

## 募集 登録統計調査員

**申・問** 企画調整課(7階、☎561-2320、☎561-2489)

国が実施する統計調査の、調査票の配布・回収などを行う調査員を募集します。

**対** 20歳以上で、市内在住の人。ただし、選挙関係者や税務、警察、暴力団に関係ある人を除く

**他** 守秘義務、報酬あり

## コンビニ交付を一時停止します

**問** 市民課(1階、☎561-2344、☎561-2492)  
税務課(1階、☎561-2308、☎561-2479)

停止日時 5月31日(木)終日

データ更新のため、コンビニエンスストアでの住民票や所得証明書などの発行ができません。市役所窓口では通常どおり発行します。

## 市議会報告会

市政や議会活動の報告と質疑応答を行います。詳しくは、市議会だよりNo.167(5月1日発行)をご覧ください。

🕒 5月20日(日)

10:00~、13:00~

📍 市役所3階 本会議場

**問** 議事庶務課(3階、☎561-2413、☎561-2485)

## あなたも市政に参画しませんか?

# 委員募集

### 募集 地域包括支援センター運営協議会委員

**申・問** 地域保健課(2階、☎561-6865、☎561-2482、☎chiiki@city.kusatsu.lg.jp)

高齢者を支援する地域包括支援センターの公正・中立性を確保し、適切に運営するため協議します。

任期 7月1日から3年間

※年3回程度の会議に出席

**対** 40歳以上で、市内に在住の人。ただし、市の議員や職員、他の審議会等の委員を除く

**定** 3人(選考(面接))

**申** 5月15日(火)~6月8日(金)[必着]

会議出席の際、託児が必要な場合は、担当課にご相談ください

### 募集 男女共同参画審議会委員

**申・問** 男女共同参画課(7階、☎565-1550、☎561-2489、☎danjo@city.kusatsu.lg.jp)

男女共同参画の推進に関する重要な事項について審議します。

任期 7月1日から2年間

※年2回程度の会議に出席

**対** 18歳以上で、市内に在住か通勤・通学しているか、市内で市民公益活動を行っている人。ただし、市の議員や職員、他の審議会等の委員を除く

**定** 4人(選考(面接))

**申** 5月16日(水)~31日(木)[消印有効]

会議出席の際、託児が必要な場合は、担当課にご相談ください

### 募集 ごみ問題を考える草津市民議会委員

**申・問** くさつエコスタイルプラザ(馬場町、クリーンセンター内、☎561-6580、☎561-6583)

ごみ減量の実践方法を紹介する講習会の開催や、ごみ分別の啓発活動をします。詳しくは、お問い合わせください。

**対** 市内に在住か通勤・通学している個人か、市内に事務所がある団体

